

To Live

～現代日本で暮らす～



◆目次◆

・はじめに p2

・第1章 住まいの選択肢

◇導入パート

◇こんな住まいがあるよ！～借家編～ p8

◇こんな住まいがあるよ！～マイホーム編～ p22

◇こんな住まいがあるよ！～リノベーション編～ p34

◇こんな住まいがあるよ！～モバイルハウス編～ p38

・第2章 日本で生きる

◇地震大国「日本」～3・11の事実～ p49

◇実はある日本の貧困 p62

◇おわりに p75

◇参考文献 p77





はじめに
「二つの住」

朝起きて布団から出て、身支度を整え、時間を気にしつつ朝ご飯を食べ、行ってきますと学校や会社に行き、そしてたまたま帰ってきて、お腹ペコペコで晩ご飯を食べ、一日の疲れを癒すためにお風呂に入り、遊びや勉強をして、そしてお布団へ入り寝る。

多少の行動は違うと思いますが多くの人がこのように当たり前日々を過ごしているのではないのでしょうか？

この雑誌では「住」についての基本的なこと、そしていつも私たちが当たり前で過ごしている住居とそしてその家に住むことという二つの「住」について話をしていきます。

子供でも大人でも、学生でも社会人でも誰もが「住」ということに無関係な人はいません。どんな住まいの仕方があるのか、どんな風に住まいを買ったり借りたりするのか、日本という土地で住んでいると、どんなことが起きるのかまたは起きているのでしょうか。

例えば今高校生や中学生の人は将来大学生になり、もしくは働いてから両親の元から自立し一人暮らしをはじめるときにまず何をすればよいのでしょうか。

例えば、一人暮らしでも実家暮らしでも災害が起きた時はどうなるのでしょうか。

こんな風に「住」については知らないといけないことがたくさんあります。

なので、今まではそんな事を考えることなく当たり前で過ごしてきた人もぜひこの本を読み、住居や住むことについて私たちと一緒に学んでいきましょう！

住居や住むってどういう意味？

「住」には住居や住むという意味があります。

しかし住居や住むという言葉の定義はどういったものなのでしょうか？

普段話をするときは住居なんて言わずに家と言う人が多いとおもいます。それに住むという言葉も暮らすとどう違うのだろうと聞かれたら困っちゃいますよね。

こんな風に意味一つとっても色んな疑問が出てきます。

そこでまずは住居や住むといった言葉の意味をここできちんと知ってから進んでいきましょう！

住居

- 人の住まい。
- すまい。

家

- 居住用の建物。うち。
- 同じ家に住む人々の集合体。

※広辞苑第6版より引用

これを見ると住居という広い意味の中に家という単語が入っています。

なので、例えば洞窟に暮らしている人は住居で暮らしていると言った方が正しいですね。

住 む

- 生物が巣と定めたところで生活を営む意。
- 居を定めてそこで生活する。すまう。
- そのところに永くとどまる。

暮 ら す

- 世をすごす。
- 生活する。

※広辞苑第6版より引用

どちらも生活するという語の意味がありますね。

つまり生活の一部に住むや暮らすというものがあると言えます。

おそらくどちらを使ってもだいたい意味は通じますがせっかくなので覚えておきましょう。

さて住居や住むということの言葉の意味について理解したので次のステップへいきます。

「住」ってなんなの？

太古から人間が生活していくためにもっとも必要で基礎となっているものが衣食住と呼ばれるものであり、衣服と食物と住居のことです。上でも述べましたが、つまり「住」とは住居の意味があり、他にも住むという意味もあります。

「住」が必要な理由は雨風をしのぐのはもちろん、危険から身を守るため、安心感を得るため、生活をよりよいものとするためなどなどたくさんあります。

住居は洞窟などの横穴から始まり、たて穴式住居、高床式住居、寝殿造り邸などへと進化していったことや、他にも西洋から洋風スタイルのものが伝わることで現在の多様な住居となりました。

色々な理由、様々な住居、その中から私たちは自分で選んで自分のライフスタイルを決定することができます。今は親元で暮らしている人もゆくゆくは自分で家を選んでいくこととなるでしょう。

まとめると「住」とは私たちの生活の根っこであるのです！



次のページからはこの本で紹介するテーマを簡単に紹介します。

自分が特に知っておきたいことの見安になると思いますのでまずこちらを読んで本文へと進んでください。

簡略！テーマ紹介

・第1章 住まいの選択肢

- ◇導入パート
- ◇こんな住まいがあるよ！～借家編～
- ◇こんな住まいがあるよ！～マイホーム編～
- ◇こんな住まいがあるよ！～リノベーション編～
- ◇こんな住まいがあるよ！～モバイルハウス編～

みなさんは住まいの選択肢として借家か、新築のマイホームを購入のどちらかしか選択肢が無いと思いませんか？ 選択肢は借家や、新築のマイホームを購入することだけではありません。シェアハウス、リノベーション、モバイルハウスなどという様々なものが存在するのです。

第1章では、そんな住まいの様々な選択肢を紹介します。また、借家やマイホームの買い方・借り方やその時の注意点なども合わせて説明します。

・第2章 日本で生きる

- ◇地震大国「日本」 ～3・11の事実～
- ◇実はある日本の貧困

第2章ではこれからも日本で生きていこうみなさんがもしかしたら遭遇するかもしれない現実について触れていきます。

もしかしたら少し難しいなと感じる部分もあるかもしれませんが、万が一困ったときに自分自身を助けてくれる知識として、知っていてほしいことがたくさん書いてあります。

自分には関係ないと思わずぜひ読んでみてください。

第1章

こんな住まいがあるよ！



○借家編

住まいを借りてみよう！

今はまだ実家に住んでいる学生のみなさんの中にも、就職などの都合でいずれ実家を離れる人もいるでしょう。その場合に賃貸が多く選ばれますが、いざ自分で借りてみようと思っても勝手が分からないと苦戦してしまうかもしれません。将来住まいを借りる場面で実際にどんな手順・手続きがあり、どういったお金がどのくらい必要になるのかこの章で説明していきます。

●借りるまでの流れ

1 自分の希望条件や予算を考える

立地や間取り、アクセス、日当たり、設備……など、自分にとって重要な条件をまとめて優先順位も決めましょう。家賃ですが、無理なく払おうと思うと手取り収入の3分の1以下が望ましいです。

株式会社リクルート住まいカンパニーの『入居時の設備・仕様について、設置されている物件に住んだことが無いが、次回引っ越す時に欲しい設備・仕様』という調査では、

- 1位「インターネット接続可（無料）（59.6%）」
- 2位「TVモニター付きインターフォン（46.9%）」
- 3位「追い焚き機能付きの風呂（45.4%）」
- 4位「2口以上のガスコンロキッチン（44.9%）」
- 5位「宅配ボックス（44.2%）」

という結果が出ているので、こちらも参考にしてみてください。

(『2013 年度 賃貸契約者に見る部屋探しの実態調査』 http://www.recruit-sumai.co.jp/press/140711_chintaireserch_east_2.pdf)

(国土交通省動画で学ぶ不動産 <http://www.f-takken.com/fudousan/chintai.html>)



2 不動産会社に決めた条件を伝えて紹介してもらおう

そもそも不動産会社はどうやって選べばいい？

その1 希望するエリアで選ぼう

大手会社は広く浅く、エリア展開の地元密着型の会社は狭く深く情報をもっています。なので、希望エリアの範囲が広い人は全国ネットワークの大手仲介企業を、狭い人は地元密着した小さな不動産会社を選びましょう！

その2 信頼できる会社の見分け方

どの会社も信頼できるいい会社とは限らないので、いきなり一社だけに絞ってしまわずに二・三社は選んで探しましょう。

✓チェックポイント



○こんな営業の仕方なら OK!

- 買い手の立場になって、誠意ある対応をしてくれる。ニーズをきちんと聞いて、売り主に交渉してくれる
- 疑問点や不明な点をあいまいにしないで、納得のいくまで説明してくれる
- 紹介された物件のマイナスの情報も教えてくれる
- 諸費用を試算してくれたり、説明をきちんとしてくれたりする

×こんな営業の仕方ならやめておこう

- 物件探しの際に、希望に合わないものを紹介してくることが多い
- 約束を守らなかったり、突然訪問したりする
- 買い手の不安に答えることなく、一方的に話を進める
- お買い得だ、めったに出ないなど、買い急がせるようなトークをする
- 他社にも物件探しを依頼している場合、他社の悪口を言ったりする
- 紹介された物件を断った時や、親や夫がいない時などに、態度が変わる



3 借りたいところが見つかったら見学に行く



間取り図や周辺地図を見ただけでは分からないこともあります。きちんと管理がされているか、部屋の設備、日当たり、周りに何があるか、他の住んでいる人たちの様子はどうかなど、しっかり確認しましょう。



4 入居申し込みをして審査を受ける

自分の個人情報、年収、連帯保証人、など必要事項を書類に記入して審査の申し込みをします。それから不動産会社が借りたい人を審査するのですが、もし落とされてしまうとその時点で入居できません。家賃の金額と年収が釣り合っていないと家賃を滞納するおそれがある、または風紀を乱すおそれがあるとみなされた人は審査で落とされてしまいます。なので、家を探してもらっているときも、不動産会社の人にマイナスの印象を与えないよう注意しましょう。

連帯保証人って？

連帯保証人は借りている人と全く同じ責任を持つ人のことです。もし借りている人が家賃を払わないと、連帯保証人がその人に代わって支払いをしなければいけません。信頼関係が必要なので両親や兄弟など親類同士で連帯保証人になることがほとんどです。



5 重要事項の説明を受ける

不動産会社は入居希望者に重要事項の説明をするように法律で決められています。ここで、どんな内容の契約になっているのかちゃんと聞いておかないと思わぬトラブルの原因になってしまいます。後ろで説明している、退去時の敷引きなどが代表的な例です。住んでいるときのことだけでなく、出ていくときの決まりごとにもよく確認しておきましょう。



6 賃貸借契約を結んで入居する

契約を結んで入居します。大家さんから部屋の鍵をもらって、水道やガスなど設備に不具合がないかチェックし、不具合があれば大家さんに言いましょう。なければ家具などの運び込みをして、やっと住み始めることができます。

●入居のときにかかるお金

家賃—前家賃が基本—

家賃は翌月分の家賃を前の月に支払うことがほとんどです。なので、一番はじめは入居した月の家賃と、翌月分の家賃の両方を支払うのが一般的になっています。

敷金—大家さんにとっては担保 借りる人にとっては預金—

敷金は、契約が終わったときに原則としてかえってくるお金で、保証金ともいいます。部屋を借りるときに大家さんに支払います。金額は家賃の1か月分がおおよそ5割、1か月分がおおよそ3割になっています。契約が終わったときにまだ払っていない家賃があったり、よごしたり壊したりしていて修理費が必要な場合は、その分敷金から差しひかれて、残った金額が自分にかえってくるといったものです。ですので、きちんと家賃を払ってよごしたり壊したりしなければ全額かえってきます。

☆入居したときに既に壊れていた部分を、自分が壊したとされて出ていくとき敷金から引かれてしまうことも。入居した日に、日付の入るカメラでよごれたり壊れたりしている部分は写真をとり証拠として保存しておきましょう！

☆「敷引き」には要注意！敷引きは、敷金から家賃の何か月分かを差し引いて借りた人に返す、というものです。払った敷金から無条件で差し引かれてしまうので、きれいに部屋を使っても全額敷金が返ってこないという事になります。契約を結ぶときはよく確認しておきましょう！

礼金—大家さんへの感謝のお金—

礼金は大家さんに部屋を貸してもらうことに対してのお礼として払うお金です。敷金とは違って自分の手元には返ってくることはありません。2014年では、礼金の支払いが必要だった世帯はおよそ4割でしたので、必ずしも払わないといけない訳ではないようです。また、礼金の金額は、家賃の1か月分がおよそ7割ですので、1か月分を超えた金額を支払うことはそれほど多くないようです。礼金の支払いが必要なところでも、大家さんとの交渉次第では安くなる事もあるのでチャレンジしてみてはどうでしょうか？

☆敷金や礼金が無料の物件は、そのかわりに毎月の家賃が同じ条件の物件よりも高くなっている事もあります。どちらがお得なのかよく考えて比べてみましょう。

仲介手数料—大家さんと自分の間を取りもってくれた人へのお礼のお金—

賃貸契約には大きく分けて3つの種類があります。

- ① 貸主契約…持ち主・大家さんが直接借りたい人に貸す場合
- ② 代理契約…大家さんから代理権をもらって、大家さんと同じ権利を持った不動産会社が借りたい人に貸す場合
- ③ 仲介契約…不動産会社が大家さんと借りたい人の間を取り持って仲介をする場合

このうち③の場合だけ仲介手数料が必要になります。仲介手数料とは、不動産会社を通して大家さんとの契約を結んだとき、契約が成功したことに対してのお礼に不動産会社へと支払うお金のことです。払うタイミングは契約を結んだときで、物件を紹介してもらっても契約を結ばなかった場合、支払う必要はありません。あくまで成功したときのお礼です。値段は最高でも家賃1か月分と法律で決まっています。

例 家賃が毎月7万円の部屋に入居するとします。(敷金・礼金などは1番割合の多い金額で計算します)

前家賃	140,000 円
	+
敷金	70,000 円
	+
礼金	70,000 円
	+
仲介手数料	70,000 円
合計	350,000 円

(共益費がつくマンションだと+3500円で、合計353,500円)

このように、家を借りようと思うと最初にかかるお金は大きくなります。礼金や仲介手数料の有無や値段は違ってきますが、何のお金がどのくらいかかっているのか、適切な値段になっているのかなどを把握しておきましょう。

●その他、入居してからもかかるお金

共益費・管理費—建物の管理にあてるお金—

この2つはマンションやアパートなどで、みんなで共有して使う部分の管理費として払うお金です。例えば、エレベーターの管理・維持や、廊下や階段の清掃などに使われます。金額は家賃1か月分の5%~6%が平均です。それよりも安すぎる場所は、持ち主がきちんと管理をしていないかもしれません。不動産会社や管理者に聞いてみるか、自分の目で確かめに行くことをオススメします。ただ、共益費・管理費の支払いがそもそも書かれていないところは家賃に含まれている事も多いようです。

更新料—契約を結びなおすためのお金—

賃貸の契約をするときには期間を決めておくことが普通です。更新料は決めておいた期間が終わって、また借り続けようと思う場合に払うお金です。

更新料がかかる場所はおよそ4割ほどなので、かからないところを探して借りれば関係はありません。ですが、更新料がかかる場所を選んだ場合、家賃の1か月分を支払うことがおよそ8割、1か月分を超えた金額をとるところが1割ほどです。期間は2年で契約することが多いので住み続けていると意外に多い出費になってくるかもしれません。

承諾料—大家さんに許可をもらうためのお金—

承諾料は、借りている人が大家さんに禁止されていることを承諾してもらうときに支払うお金のことです。例えば、借家ではリフォームなど改築を大家さんに無断ですると契約違反になってしまい、最悪の場合契約を解除されてしまいます。そうならないよう事前に大家さんにお許しをもらうため承諾料を支払います。また他の人に賃借権の譲渡、つまりは又貸しをするときにも支払わなければいけません。

その他のお金—有無は分かれます—

- ・ 鍵の交換費用
- ・ ゴミ処理費用
- ・ 町内会費
- ・ 各保険料（火災保険、家財保険など）
- ・ 24時間駆けつけサービス …など

コラム ―シェアハウス― 賃貸だけちょっと変わった住み方

シェアハウスって？

シェアハウスは、1つの住まいを複数の人で共有して住む家のことです。ふつうのマンション・アパートだと、他の人とは同じ敷地内に住んでいても廊下やエレベーター意外に共有するスペースはありません。対してシェアハウスはというと、個人の部屋はあるもののリビングやお風呂、キッチンなど他の部分は共有スペースにしているところがほとんどです。



(シェアハウス市場調査 2014 年度版 P2)

[http://www.jgho.org/wp-](http://www.jgho.org/wp-content/uploads/2014/02/201505_Sh_Reserch.pdf#search='%E5%A4%A7%E9%98%AA+%E3%82%B7%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9+%E6%95%B0'))

[content/uploads/2014/02/201505_Sh_Reserch.pdf#search='%E5%A4%A7%E9%98%AA+%E3%82%B7%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9+%E6%95%B0'\)](http://www.jgho.org/wp-content/uploads/2014/02/201505_Sh_Reserch.pdf#search='%E5%A4%A7%E9%98%AA+%E3%82%B7%E3%82%A7%E3%82%A2%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9+%E6%95%B0'))

近年ニュースでしばしば特集が組まれることや、フジテレビ系列で 2012 年 10 月から 2014 年 9 月の間放送されていた人気番組「TERRACE HOUSE」の影響もあり、知っている人も多いのではないのでしょうか。上の図は日本シェアハウス・ゲストハウス連盟の調査結果です。これによると 2014 年度の時点では全国で 2804 件のシェアハウスがあったそうです。

シェアハウスいろいろ

近年シェアハウス専門の不動産会社ができるようになるほど、シェアハウスの数が増えています。バリエーション豊かでおもしろいシェアハウスも出てきました。シェアハウスを専門に扱う株式会社 colish (コリッシュ) を例にあげてみましょう。

colish のウェブサイトでは、さまざまなシェアハウスが紹介されています。「みんなで経営するカフェ付きシェアハウス めいマンマ in 京都」、「プログラミングを学び合うシェアハウス」、「おばあちゃんの家事サービス付シェアハウス (シェアネスト東横)」、「英会話の身につく国際交流シェアハウス@明大前徒歩 3 分」、「ペットと一緒に生活できるシェアハウス HOUSE-ZOO 壱番館」、「住むだけで社会貢献 東京で保護猫の ねこシェアハウス 299 (女性専用)」など、魅力的でコンセプトがはっきりしているシェアハウスが多いです。ウェブサイトの紹介文「colish とは？」のページでは次のように書かれています。

『たとえば、ミュージシャン同士でメジャーデビューを目指して するシェアハウスもよし。世界を変えるウェブサービスを作りたいエンジニアとマーケターが住むのもよし。健康オタク同士で一緒に農園を借りながら健康的な食生活を

送るのもよし。ひとりではなくて、みんなで住むからこそ実現できる楽しいシェアライフを描き、共感した仲間同士で住む。そんなシェアライフが増えたら素敵だと colish は考えます。』 (<https://colish.net/about>)

colish では、個人がコンセプトの企画をサイトに提出して、住みたい人が集まれば家を紹介してくれて自分の理想のシェアハウスが実現してしまうのです。自分の好きな事・叶えたい事があっても周りの理解がないとなかなかやりにくいもの。ですので、やってみたいけど一人でするのは難しいかも……、と思っている人には、このように同じ趣味や夢を持った人たちが協力して暮らしていけるコンセプトのシェアハウスは理想の住まいになるかもしれません。



「【笑恵館】オーナーと敷地全部をシェアする、パン屋のあるシェアアパート！」
・東京都世田谷区砧 6-27-19
・同居会費 20,000 円/月

(<https://colish.net/concepts/559>)

「現代の駆け込み寺リバ
邸八王子に住みません
か？」

- ・東京都八王子市
- ・光熱費ネット代込みで
個室なら3~5万円前後、
ドミトリーで3万円



(<https://colish.net/concepts/616>)



「【週末農業×シェアハウス】農業体
験シェアハウス ~田舎暮らしと村
作りのすすめ~」

- ・千葉県館山市出野尾 596-1
- ・1ヶ月プラン 29,800円 (光熱費・
農業体験・

レクチャー代込み、食事の基本は自炊)



- ・半年間プラン・・98,000円 (1ヶ月当たり 16,333円)

(光熱費・農業体験・レクチャー代込み、食事の基本は自炊)

○マイホーム編

将来マイホームに住みたいと考えているみなさんは、家をどうやって買うのか、どんなお金があるのか、知っていますか？

家を買うのはとても大きな買い物です。社会人になった時、結婚した時、マイホームが欲しいと思っている人も多いと思いますが、やっぱり自分に合った理想の家が欲しいですね。

ここではマイホームを買う時に困らないように、かかるお金や注意点などを学生のみなさんにも分かりやすく説明していきたいと思います。

※みなさんはマイホームと聞くと一軒家を想像すると思います。

一軒家には「たてうりじゅうたく建売住宅」と「注文住宅」があり、「建売住宅」を買うということは、すでに出来上がった家を買うということで、「注文住宅」を買うということは、家の設計や内装を自分好みに注文して家を建ててもらおうということです。ここではすでにある家を買う、「建売住宅」の買い方について書いていきます。

他にもマンションを買うという選択肢もありますが、ここでは触れません。

～家を買うまでの流れ～

1 理想の家を探してみましょう！



まずは自分が住みたいと思う家を探してみましょう。新聞の折り込み広告や投げ込みチラシ、住宅情報誌などを見ればどんな物件がどのくらいの価格で売られているのか知ることができます。

ネットで検索するのもおすすめします。「SUUMO」などの専門サイトは情報量が豊富で新しい情報も多く、便利な検索機能もあります。希望エリアや価格、場合によってはさらに細かい条件で物件を絞り込んで家を探すことができます。希望する条件としては、交通の便が良い、街がおしゃれ、災害時に避難しやすい、など色々あります。土砂崩れや津波の被害を受けやすい場所(ガケの近くや海の近く)などは避けた方がいいですね。家と災害については2章で触れるので、ぜひ読んでください。

2 お金の計算をしておきましょう！

気になる家が見つかったら、自分の予算やこれからのお給料でその家を買えるかどうか、簡単に計算しておきます。予算から住みたい家を探してもいいです。学生のみなさんはまだお給料をもらって生活していないでしょうから、イメージしにくいと思います。なので、ここでは仮に住みたいと思った家が 3,000 万円、みなさんが月々お給料をもらって生活している社会人だとして、かかるお金の説明をしていきます。

3 不動産会社に問い合わせしてみましょう！

不動産会社とは、主に家の売買を行っている会社のことです。気になる家が見つかったら、その家を販売している不動産会社に問い合わせしてみましょう。担当者はマイホーム購入のプロです。少しでも気になることがあれば聞き、色々相談していきましょう。

2でお金の計算をしていきますと書きましたが、まず不動産会社に問い合わせ、担当者との価格の相談をしていくという手もあります。問い合わせたからとい

って必ずその家を買わなければならないということはありませんから、納得のいく家が見つかるまで色々な不動産会社に問い合わせをして、根気よく探していきましょう。

家の中を見せてもらうこともできます。広告と実際見るのとでは印象も違ってくるので、どんどん見に行ってみましょう。

本当に住みたい家が見つかったらいよいよ購入の申し込みをします！
ここからはどんなお金がどれくらいかかるのかを説明していきます。

～どんなお金がかかるのか～

3,000 万円の家を買うと言っても、いきなり現金で 3,000 万円必要という訳ではありません！みなさんは「住宅ローン」というものを知っていますか？

「住宅ローン」とは、簡単に言うと家を買う時に借りるお金のことです。借りた分は月々返済していきます。

ローンのことも含めて、家を買う時に必要なお金を説明していきます。

まず、最初に必要なお金は？

・頭金—あたまきん—

頭金とは、家を買う時、最初に「現金で支払う分のお金」のことです。

頭金 0 円でもいい場合もありますが、頭金はできるだけ多く払っておいた方がいいですよ。

→どうして？

毎月の住宅ローン返済額が少なくなるから！

ふつう、家は何千万もするものですから、一般的な家庭は住宅ローンを組んで、毎月お金を払い続けて家を買います。毎月何万円ずつ払って、何年後にローン返済が終わる・・・ということをきちんと計算して、計画を立ててローンを組まないといけませんね。

しかしローンを組む際には金利というものが発生します。金利にはいろいろ種類があるのですが、簡単に言うと・・・

例えば 3,000 万円の住宅ローンを組んだとします。(銀行から 3,000 万円借りたという状態です)このお金を 35 年間かけて返済する時、金利(仮に 2%とします)がつき、最終的な総返済額は 4,000 万円以上にもなるのです。総返済額は借りるお金が多ければ多いほど、返す期間が長くなれば長くなるほどに増えていくので、先ほど言った頭金を最初にできるだけ支払っておいた方が良いでしょう。一般的には物件価格の 2 割程度の頭金が用意できればいいとされています。

次に、頭金以外に必要な税金や手数料などの諸費用を簡単に説明していきます！

〈家の購入に関わるお金〉

・ 申込証拠金

家を購入する時に、購入する物件を確保するために支払うお金のことです。不動産会社に支払います。2 万円～10 万円が目安で、販売会社に一定期間預けておきます。家を確保できる期間は 1 週間～10 日間程度です。

購入の申し込みをやめた場合は返金してもらうことができます。

！注意！

返金してもらうことができますが、返金してくれるかどうかは販売会社に確認しておきましょう！申込証拠金を支払うことは法律によって定められていません。後々トラブルにならないように、書面に残すなどしてもらいましょう！

・手付金

売買契約時に、家売る人に支払うお金で、契約を破棄する場合は返金されません。家の購入代金の5%~10%程度が一般的と言われていますが、家売る人と買う人の合意によって決まるため、これより多くなるケースもあります。

契約を破棄する可能性のある時は慎重に決めましょう。

・印紙税

家を購入した時、売買契約書に印紙を貼る形で支払われる税金です。印紙は切手に似た小さい紙です。契約金額に応じて金額が変わります。

契約書に記載されている金額が1,000万円以上、5,000万円以下の場合、契約書一通あたりにかかる印紙税は15,000円です。

5,000万円以上、1億円以下なら45,000円かかります。

印紙はこんな紙です。



(Wikipedia 収入印紙 項目より引用)

ハンコは気にしないでください。これは 200 円の印紙ですが、1 円の物から 10 万円の物まで存在します。

・登記費用

家の所有権の保存、移転の登記の際に必要な登録免許税や、司法書士という法律の書類を作る専門家に依頼する場合の報酬のことです。「登録免許税」は、登記をする際に必要な税金のことで、国の収入となります。建物の大きさや構造、家の価値などで決まります。「報酬」は、登記の専門家である、土地家屋調査士や司法書士に支払うお金のことです。

→登記ってなに？

自分が買った家や土地を、自分のものだと正式に表すために、登記書に記載をすることです。登記書はこんな紙です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成20年3月10日	不動産番号	[黒]
地図番号	[黒]	筆界特定	[余頁]		
所在			[黒]	[余頁]	
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付(登記の日付)		
500番14	畑	264	[余頁]		
[余頁]	原野	312	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 (昭和48年7月5日)		
[余頁]	[余頁]	[余頁]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月10日		
[余頁]	山林	[余頁]	②年月日不詳変更 (平成23年12月26日)		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成[黒]年[黒]月[黒]日 第[黒]号	原因 平成[黒]年[黒]月[黒]日売買 所有者 [黒] 株式会社 [黒] 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所、名称変更	平成[黒]年[黒]月[黒]日 第[黒]号	原因 平成[黒]年[黒]月[黒]日日本店移転 平成[黒]年[黒]月[黒]日商号変更 本店商号 [黒] 株式会社 [黒]
[余頁]	[余頁]	[余頁]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成20年3月10日
2	所有権移転	平成[黒]年[黒]月[黒]日 第[黒]号	原因 平成[黒]年[黒]月[黒]日売買 所有者 [黒] [黒]

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

([黒]地方支庁[黒]出張所管轄)

平成23年12月28日

[黒]法務局[黒]支局

登記官



* 下線のあるものは注記事項であることを示す。

整理番号 [黒] (1/1) 1/1

(Wikipedia 登記事項証明書 の項目より引用)

！注意１！

登記をしないと・・・

登記は、土地や建物を誰の物がはっきりさせるために行います。

これをやらないと土地も建物も自分のものにはなりません。一般的に登記費用は15万円～30万円かかると言われていますが、ちゃんと登記しておきましょう。

！注意２！

司法書士などに登記費用の詳細をまかせっきりにしておくと、必要以上に登記費用を請求されたりしてしまう場合があります。言われるままに払うのではなく、きちんと確認して決めていきましょう。

※なお、このような諸費用も込みで住宅ローンを組むことが一般的です。

・仲介手数料

中古の家や一部の戸建てなど、仲介会社を通して家を購入する場合、仲介会社に払う手数料のことです。仲介手数料には、上限が決まっています。上限金額とは、家の価格の3%に6万円（+消費税）を加えた額です。

たとえば物件価格 3,000 万円、印紙税、登記費用などの諸費用が 150 万円かかる家の場合、

家の価格	3,000	万円	
	+		
諸費用	150	万円	
	+		
仲介手数料	100	万円	
合計	3,250	万円	となります。

・不動産取得税

不動産を取得した際に、一度だけ支払う税金のことです。不動産取得税は、不動産(家)を取得した後、6 カ月～1 年くらいの間各都道府県から納税請求書というものが送付されてきます。不動産取得税は都道府県に支払う、地方税になるのです。

不動産取得税には、基本的な計算方法があります。

$$\text{不動産取得税} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(3\%)$$

→課税標準額ってなに？

固定資産評基準によって評価、決定された価格のことです。簡単に言うと国が評価して決めた値段のことです。実際の物件価格より少し安くなります。

3,000 万円の物件の場合だと、だいたい 1,500 万円くらいになります。

先ほどの計算式に当てはめると、

1,500 万円×3%=45 万円 になります。

上にも書きましたが、家を購入したしばらく後に請求書が来ます。慌ててお金を準備することがないように、きちんと覚えておきましょう！

・固定資産税

固定資産を持っている人が市町村に払う税金のことです。固定資産とは、ここでは家のことです。総務大臣が決めた固定資産の評価基準に基づいて、3年ごとに更新されているため注意しなければなりません。一般的には 3,000 万円程度の新築の場合、10 万円前後かかるとされていますが、評価基準により値段は違うので、区役所に確認するといいでしょう。

〈ローン契約に関わるお金〉

・印紙税

ローン契約書に印紙を貼る形で支払われる税金です。契約金額に応じて金額が変わります。家の値段が 1,000 万円以上 5,000 万円以下の場合、印紙税は 2 万円です。

〈その他の費用〉

・水道負担金

一戸建ての家を購入する場合、新たに水道を利用する際に必要になる場合があります。自治体によって、必要かどうかや金額も異なります。

・家具購入費用

家具や家電などが初めからついている家もありますが、新たに購入する場合はほとんどです。以前に住んでいた家の家具を新居に持ち込む場合もあります。その時は業者にお問い合わせするお金も必要になるので、注意しましょう。

・修繕やリフォーム費用

一戸建ての場合、マンションのように管理や修繕のための定期的な支払いはありませんが、長い目で見れば修繕費用は必要になってきます。例えば、キッチンやお風呂などの水まわりの交換には 200 万～300 万円ほどが必要です。外壁や屋根の修繕にも、100 万～200 万円の費用がかかってしまいます。購入時からきちんと備えておくと安心ですね。

→最後に・・・

～残金決済～

残金決済とは、マイホームの代金でまだ支払っていない分(頭金は最初に支払ったので含まれません)をすべて払うことです。不動産会社に、この日までに指定された口座に振り込んでくださいと言われるので、それまでに振り込みましょう。振り込みの期限が分かったら銀行(住宅ローンを組んでもらった金融会社)に早めに言って、残金決済に必要なお金を借ります。そのお金を不動産会社に支払うと、残金決済完了になります。(直接、銀行から不動産会社が指定した口座に振り込んでもらうようお願いすることもできます)この時銀行から借りたお金を月々返していくのが住宅ローンなのです。完全に返済するまでがんばりましょう！・・・と言っても学生のみなさんにはまだ実感のないことですよね。これを読んで少しでもどんな感じが分かってくれたら幸いです。

ここまで簡単に説明してきましたが、これらのお金を払い終わると念願のマイホーム引っ越し、入居となります！

引っ越しした時は不動産会社の担当者に立ち会ってもらい、家の設備の説明をしてもらいましょう。購入の契約をした時と同じ設備になっているか、きちんと確認しましょう。

家の鍵をもらって、新生活のスタートです！



○リノベーション編

リノベーションとは、既存の建物に大規模な工事を行うことで、よりデザイン性を高いものに改良したり、住環境を現代のスタイルに合わせて間取りや、内外装を変更し価値を高めたりすることです。こう説明されてもピンとくる人は少ないと思います。そこで、簡単な例を挙げます。家族とマイホーム暮らしの兄弟が隣の部屋同士で住んでいたとします。しかし、兄が1人暮らしを始めてしまい弟の隣の部屋が空いてしまいました。そこで、兄と弟の部屋を区切っていた壁を壊し二つの部屋を一つの大きな部屋に改良します。また、中古の物件を購入する時に自分好みのもの之间取りなどを大改良してしまうのもリノベーションです。日本では、まだあまり浸透していませんが海外で様々なところでリノベーションがされています。下の写真は壁を壊し一つの大きな部屋に改造している写真です。



大分不動産情報サービス <https://www.ooita-toti.com/reform>

・ABC 朝日放送「劇的ビフォーアフター」

みなさんは「劇的ビフォーアフター」という番組をご存知でしょうか？この番組は様々な問題を抱えた家を大改造し、大変身させる番組です。URL を載せておきますので興味がある方はぜひ見てください。

→劇的ビフォーアフター<http://asahi.co.jp/beforeafter/>

この番組では、リフォームという言葉を使用しながら進んでいきます。しかし、これはリノベーションをしているのです。こう言われると、リフォームとリノベーションの違いは？この番組が使い方間違っているの？などと思う人も出てくると思うので違いについて説明します。

・「リフォーム」と「リノベーション」の違い

実はリフォームとリノベーションの違いの区切りというのはとても曖昧なものなのです。大きく分けて2つの違いで区別されているのでそれをご紹介します。

一つ目は、工事の規模の大きさです。設備の修繕や、壁紙の張り替えなど小規模な工事でいいものは「リフォーム」になります。それと違って「リノベーション」とは大規模な工事が必要とされるものを言います。上記で説明した大規模な工事とは二つの部屋を壊し一つにしたりするようなものです。

二つ目は、住まいの性能です。「リフォーム」は新築の時と同じか、それ以下のものを指します。修繕などですね。一方、リノベーションは新築の時以上の性能にすることを指します。

また、日本ではリノベーションという言葉は認知度が低いため、実際にはリノベーションである内容でもリフォームと呼ばれることが多くあります。

・リノベーションのメリット

リノベーションのメリットは3つあります。

- ① 自分の好みに合ったものを作れることです。自由に間取りを改良し理想の住まいを作るため、普通ならいくつか間取りや、デザイン性などを妥協しなければならず多少の不満が出るものですが、それが無くなるのです。
- ② 物件の選択肢が増えます。自分が住みたいと思う場所で物件を探すと中々気に入ったものが見つからない場合が多くあります。仕事場に近いところに住みたいが、いい物件が見つからず遠いところから仕事に通う人もたくさんいるでしょう。しかし、リノベーションは自分の希望する場所で好みの住まいを作ることが出来るのです。
- ③ 新築を建てるよりコストが低くなる。中古の住まいをリノベーションするのと、新築を購入するのでは約20~30%もコストが低くなる場合があります。コストも低く自分の好みに合わせられるなら新築より魅力があるかも知れませんね。

・リノベーションのデメリット

デメリットは4つあります。

- ① 耐久性に不安があります。中古をリノベーションするわけですから、新築より耐久性に不安が出てしまいます。
- ② 住むまでに時間が必要です。大規模な工事を必要とするわけですから自然と時間がかかるのは仕方ないですね。引っ越そうと思っている中古の物件をリノベーションするとなると、大工事が終わるまでそこに住むことは出来ません。前の住まいに完成するまでいないといけなくなったりするわけです。
- ③ マンションの一室をリノベーションする場合、周りの住民に騒音などで迷惑がかかってしまう場合があります。

- ④ ローンの金利が高くなる可能性があります。リノベーションの費用には一般の住宅ローンが使えず、リフォームローンというものは組まなければなりません。住宅ローンは年1~2%ですが、リフォームローンは年3~5%です。しかし、リノベーション済みの物件の購入であれば、住宅ローンのみで済みます。

メリット	デメリット
自分の好みのもので作れます	耐久性に不安があります
物件の選択肢が増えます	時間が必要になります
新築よりコストが低いです	近所に迷惑をかける場合があります
	ローンの金利が高くなります



良いも悪いもあるのは
人生と一緒によ。だから
こそよく考えるびよ。

○モバイルハウス編

家を手に入れようとする大金が掛かると思いませんか？ 借家を借りるには毎月高い家賃が、マイホームを手に入れるには莫大な資金が必要です。しかし、もっと手安く家を私たちは手に入れることが可能なのです。それはモバイルハウスと呼ばれているものです。モバイルハウスという言葉聞いた事がある人は数少ないでしょう。

モバイルハウスは車輪を付けることで移動が可能な家のことを指します。家とは普通「不動産」のものであり、動かさないものを家と定義されています。しかし、車輪を付けてしまうことによって「可動産」にしてしまいどこへでも動かせる家にするのです。不動産だと所有している部分だけがプライベートな空間になるが、可動産だとプライベートな空間は街全体へと広がります。

・モバイルハウスの種類

モバイルハウスは基本的に三つの種類に分けられますが、写真も一緒に載せて説明していきます。

①離れ家やオフィスタイプのモバイルハウス

キャンピングトレーラーや小さめのキャンパーを、住居やオフィス空間として利用するタイプです。

大体は、庭などの自分の家の敷地内に設置し、ガーデンハウスなどの離れ家やオフィスとして利用しています。このタイプは、ただ単にキャンピングカーを敷地内に置くだけではなく、自分たちで機能性や居心地の良い空間になるようモバイルハウスを改装することが多いようです。自分の家とは違う空間を楽しめます。



LIVE AN extraordinary CREATIVE LIFE

<http://www.goinghometoroot.com/2012/simple-living/its-happened/>

②移動式ショップとしてのモバイルハウス

車（キャンピングカーやトラック）を移動式のショップとして利用します。このタイプは、「住むため」ではなく、キャンピングカーや中古のトラックを改装して店舗として利用します。

モバイルハウスを利用するこういったショップは、注目を集めやすいのでショップとして活躍します。



Facebook BOOK TRUCK 書店 <https://www.facebook.com/Booktruck/timeline>

③バスや車のモバイルハウス

こちらは、車や古いバスなどを改造して「家」として住むタイプです。日本ではあまり見かけることが少ないものとなっています。どこかへ移動するとき、そのまま「家」を連れて移動可能です。



TUMBLEWEED <http://www.tumbleweedhouses.com/>

・電気・水道・ガス・トイレ

生活していく上で電気・水道・ガス・トイレは必要になってくるでしょう。モバイルハウスに住む場合どうなるのでしょうか。

電気

ソーラーパネルを使用することでまかなえる。パソコンと電灯などの電力なら可能なのです。

水道

これは公園など公共の場にある水を使えば生活していくぶんには何も困らないでしょう。

ガス

カセットコンロを使用することでおぎなえるでしょう。

トイレ

これも公共のものを使えば何の不自由にもならないはずです。

さらに現代ではWi-Fiなども公衆使用できるものが飛び交っており、仕事に何の影響に出ないこともあります。近場に仕事場があれば、電気・水道・ガス・トイレなども仕事場のものが使えたりします。

・住所はどうなるのでしょうか

モバイルハウスだと家では無く、車と認識されるので住所を得られません。しかし、駐車場を借りると問題は解決するのです。駐車場でも住民票を置くことは可能なのです。住所とポストがあれば郵便物も当然届きます（駐車場を借りればもちろんお金が掛かりますが借家を借りるよりは圧倒的に低く済みます）。

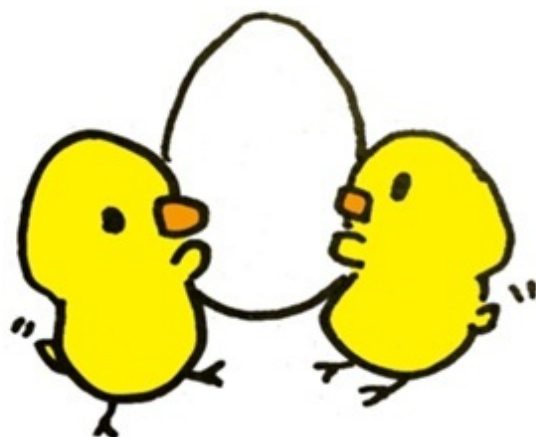
しかし、駐車場を借りなければ住民票は貰えないのでその場合は不便なことが出てくることもあるでしょう。

・モバイルハウスメリット・デメリット

①離れ家やオフィス タイプのモバイル ハウス	②移動式ショップとしてのモバ イルハウス	③バスや車のモバ イルハウス
メリット		
自分のスペースが持 てる	家賃が掛からない	家よりも低コストで すむ
プライバシーが保て る	諸経費が掛からないので、商品の 値段を安くしても成り立つ	いろいろな場所に移 動出来る
	いろいろな場所に移動出来る	

デメリット		
電気などを使いすぎると、ブレーカーが落ちる可能性がある	商品の安全性に不安	収納場所が狭い
メインハウスとの行き来が大変	塗装などが大変	安全性が不安
		住所を借りるのに駐車場を借りなければならない
		パンクや事故などがあると大変

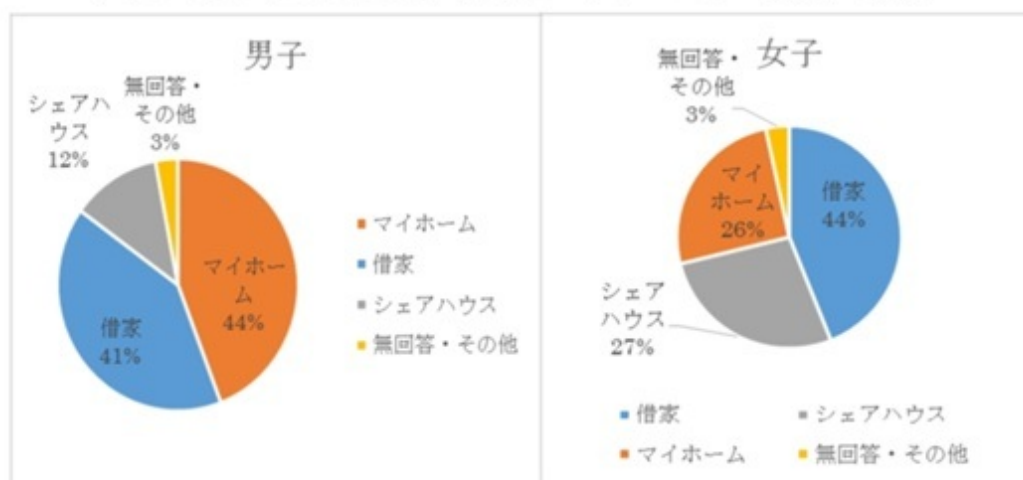
私自身も読んだ坂口恭平さんが執筆している『モバイルハウス三万円で家を作る』集英社新書 2013出版の本があります。この本の中では実際にモバイルハウス三万円で作っており、実際の作製した体験談が描かれているのでとても面白いです。ぜひ興味があれば読んでみてください。



○アンケート

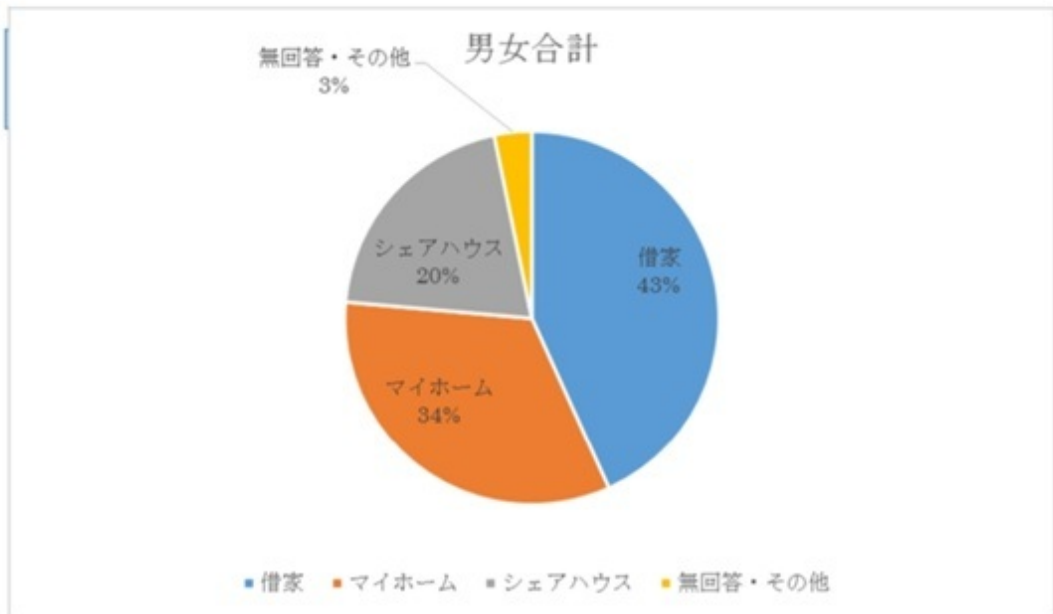
ここまで様々な住まいの選択肢をご紹介してきました。そこで私たちは今の学生は一体将来の住まいについてどのように考えているのだろうか？という疑問のもと、実際に和歌山県開智高等学校と大阪府山本高等学校の2校の2年生を対象に住まいについての簡単なアンケートを取りましたのでグラフを使いながらご紹介しておきます。

① 大学生や社会人になり実家を離れる時、借家・マイホーム・シェアハウスの中で1つ選ぶとしたらどれに住みたいですか？という質問の結果



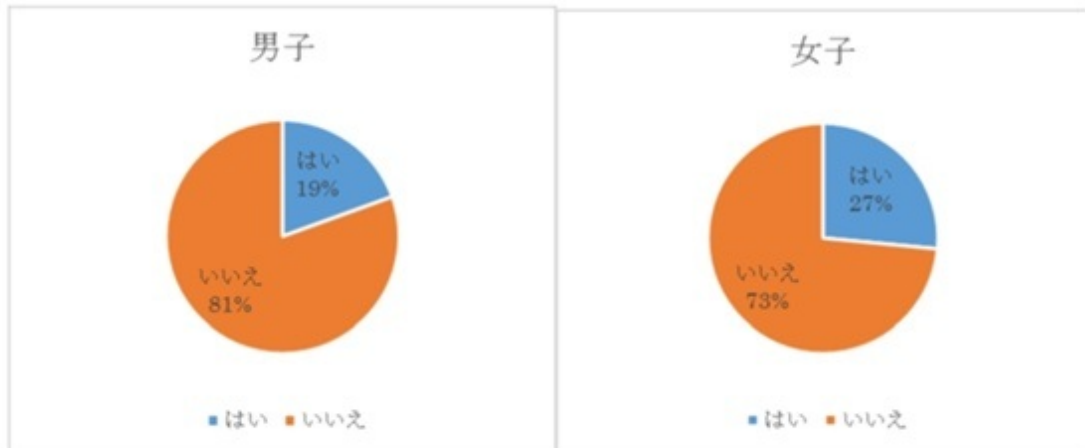
男子合計 267 人 マイホーム 118 人 借家 109 人 シェアハウス 32 人 無回答・その他 8 人

女子合計 298 人 借家 131 人 シェアハウス 81 人 マイホーム 76 人 無回答・その他 10 人



男女合計 565 人 借家 240 人 マイホーム 194 人 シェアハウス 113 人
無回答・その他 18 人

② リノベーションを知っていますか？という質問の結果

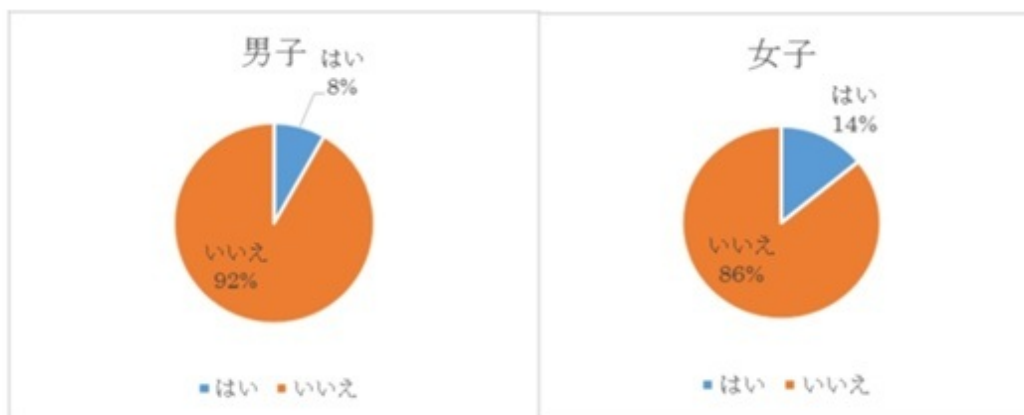


男子 267 人 はい 52 人 いいえ 215 人
女子 298 人 はい 79 人 いいえ 219 人



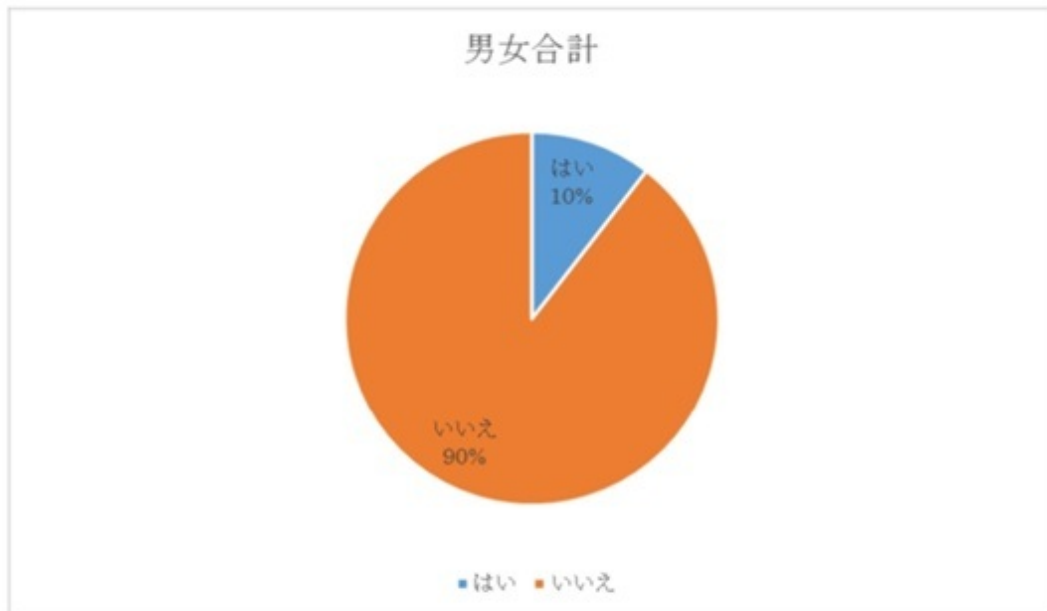
男女合計 565 人 はい 131 人 いいえ 434 人

③ モバイルハウスを知っていますか？



男子 267 人 はい 22 人 いいえ 243 人

女子 298 人 はい 42 人 いいえ 256 人



男女合計 565人 はい 64人 いいえ 501人

④ 住まいに求めるものは何ですか？（デザインや広さなど、etc…）

家に求めるランキング		
	男子	女子
①	広さ	広さ
②	住みやすさ・居心地	住みやすさ・居心地
③	安全性	デザイン
④	立地	立地
⑤	デザイン	安全性

以上の結果になりました。女子はマイホームより借家に住みたいという高校生が多くて驚きましたね。もっとマイホームの方が多いと思っていました。最近の女子高校生は夢より現実味のあるものを追っていく傾向にでもあるのでしょうか。

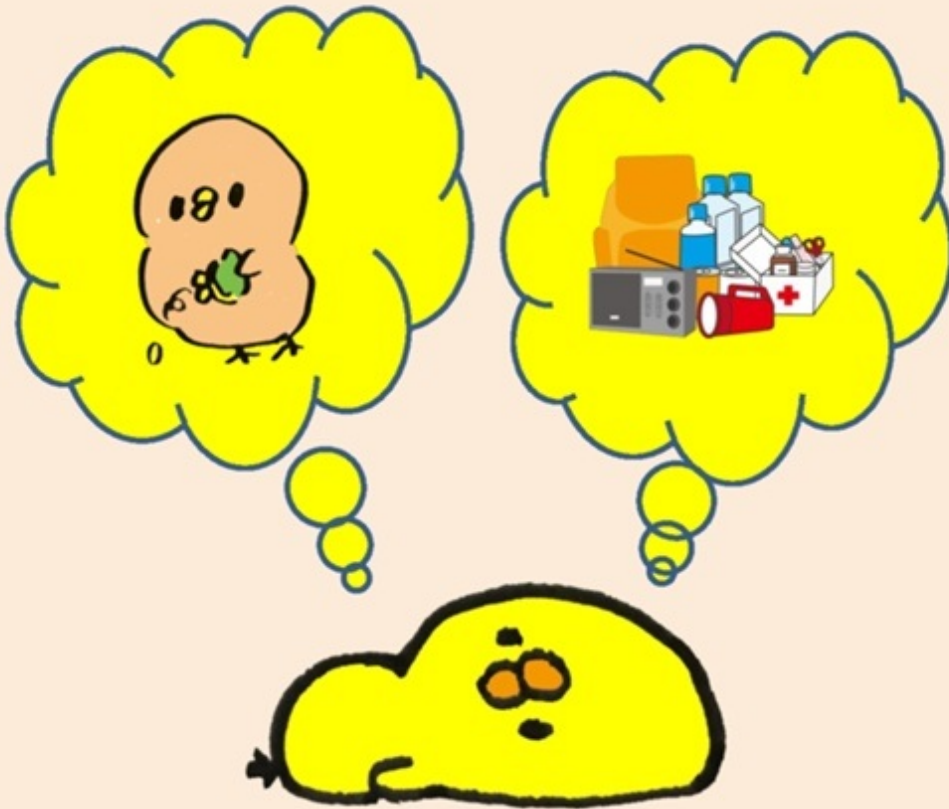
家に求めるランキングでは①、②位が広さと、住みやすさ・居心地で同じ結果になりました。しかし、女子の安全性が⑤位となり、男子より低かったのには衝撃的でした。男子より女子の方が安全性などは気にしているものとばかり……。人数も 565 人と多くなく、この結果が全てではないでしょうがとても面白い結果でした。読者のあなたもこの機会に将来の住まいについて考えてみてはいかがでしょうか。



協力してくれた開智高等学校と山本高等学校の2年生のみなさんありがとうございました
ぴよ！

第2章

日本で生きる



生きるって
大変だよ。

地震大国「日本」 ～3・11の事実～

1章で、家には一軒家やマンション、またシェアハウスなどがあり、私たちは将来どのような家に住むのか、また住みたいのかについて考えてもらいました。しかし、もし災害が起こると今の生活はどうなるかわかりません。実際、現在家をなくしている人や二重ローンを抱えている人もいます。

「地震」といえば、みなさんは何を連想するでしょうか？ 阪神・淡路大震災（1995年1月17日）や東日本大震災など、日本で生きるためには「地震」のことを考えずにはいられないでしょう。特に関西地方に住んでいるみなさんは、今後30年以内に発生の確率が70～80%（2013年1月1日時点）と予想されている「南海トラフ巨大地震」（東海・東南海・南海地震の総称）のことも連想するかもしれません。

今回は、記憶に新しい3・11を取り上げます。3・11の正式名称は「東北地方太平洋沖地震」といい、2011年（平成23年）3月11日金曜日14時46分、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した地震のことです。地震の規模を示すマグニチュードはM9.0で、日本の観測史上最大のものでした。死者は19,335人、行方不明者2,600人、負傷者6,219人。この地震による災害を東日本大震災と呼びます。

【上の写真】 宮城県亘理町（2011年4月15日撮影）

津波の圧力によって、海側の1階部分が破壊された。

【下の写真】 宮城県女川町（2011年6月9日撮影）

津波による強い引き波で浮上し、横倒しになったビル。



「震災発」東日本大震災の建物・施設被害

<http://www.shinsaihatsu.com/data/110311tatemono.html>

上の写真が地震、特に津波の恐ろしさを物語っています。地震の被災が大きかった阪神・淡路大震災に比べ、東日本大震災は津波の威力が凄まじいものでした。この災害で、家族を失った人、友人を失った人、また自分の身体の一部を失った人など、大切なものを失った人はたくさんいます。また、自分の住む場所を失った人もいます。もしいま、地震が起きて家が壊れてしまったら、あなたはどうしますか？ すぐにこれからのことを考えられるでしょうか？ 今回は、もしものための知識と対策を、事実をもとに見ていきましょう。

いまあなたが住んでいる家は大丈夫？

東日本大震災の恐怖を知ったいま、自分の家は大丈夫なのかと不安に思っている方も多いでしょう。ここでは、現在自分が住んでいる家や地域について、知っておくと良いことなどについて書いていきます。

まず、「地震に強い家」にはある共通点があります。それは「壁」の多さです。壁の量が足りないというのは、例えば1階が駐車スペースになっている家などのことです。2階から上を柱だけで支えていることになるので、地震には弱い家になります。また、入口や窓など開口部を大きくしている家も地震に弱い家といえます。一軒家に住んでいるあなたは、自分の家の「壁」が十分にあるか確認してみましょう。

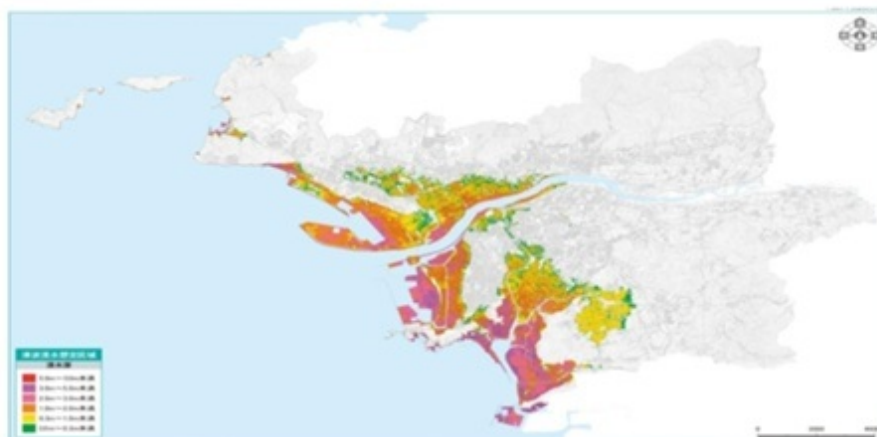
マンションに住んでいるあなたは、安心だとホッとしていないでしょうか。マンションは一軒家と違って、周囲の住宅にも被害を及ぼす可能性があります。住宅の耐震性は、2000年の建築基準法改正と品確法の制定に基づき、耐震階級という「地震に対する強さの評価」が示されました。等級は1～3まであり、2000年以降に建てられた戸建住宅はほとんどが耐震等級3ですが、マンションの場合だと耐震等級2が15%弱、85%が耐震等級1という状態です。耐震等級1は、「震度6～7程度の地震で倒壊はしないが半壊の可能性は大いにある」というレベルです。また、1970年前後に建てられた建物は、材料不足でコンクリートに海砂を使ったため鉄筋が錆びるのが早いといわれています。私たちは、自分の住んでいる家がいつ建てられたのか、ということを知っておく必要があるでしょう。

また、自分の家が安全かどうかは、昔の地図からも知ることができます。1960年代以前の地図がひとつ目安となります。昔の地図は県や市の図書館で調べることが可能です。昔の地図で川や池、田んぼだった場所は、軟らかい地盤のため

地震の際は大きく揺れ、地盤も変形しやすいといえます。比べて、お城や神社など歴史のある建物の近くは比較的よい地盤であることが多いです。

自分の家がどのような場所にあり、もし地震が起きたときどのような状態になる可能性があるのかを知ったあとは、地域の制度や政策などにも目を配らせてみましょう。制度は各自治体によって異なりますが、耐震診断などを一部無料で行っている自治体もあります。耐震補強工事も助成・補助の制度が用意されている自治体もあります。しかし、1980年以前に建てられた木造住宅を優先するなど、対象が定められているという場合もあります。内容は自治体によってさまざまなので、家族で調べるなどしておきましょう。

【津波浸水予定地域（南海トラフの巨大地震）】



和歌山市防災マップ 南海トラフの巨大地震

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/tsunami1.pdf

2011年に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」では、都道府県ごとに避難場所、避難路などが書かれた津波ハザードマップを作ることが義務付けられています。例えば、南海トラフの巨大地震が起これば津波がくると想定され

ている和歌山県和歌山市。和歌山市のホームページでは、上の図のようなハザードマップをつくり、防災に備えています。自分の住んでいる地域のホームページなどを確かめ、予想される津波の高さを確認することも大切です。

自分の家が災害時に安全なのかどうか調べることが大切っていうことびよね！ 分からなかったら両親や管理人さんに聞くびよ！



もしいま、地震が起きたら？

自分の家について知ったところで、いざ本当に地震が起こったらどうすればいいのでしょうか？ いままで通りの生活は、まずできません。先ほど述べた通り、自分の家が倒れたり、学校や職場がなくなったりすることがあります。ここでは地震が起こった直後にすべきことを書いていきます。

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。テレビやラジオ、スマートフォンなどから伝えられます。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされます。しかし、震源に近いところでは速報が間に合わないことがあったり、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測されたものが誤報である可能性があったりすることがあります。

【地震発生から緊急地震速報が発表されるまで】



国土交通省・気象庁「緊急地震速報とは」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eeew/data/nc/shikumi/whats-eeew.html>

家の中にいる場合、とにかく自分や家族の身を守ることが一番です。机の下など、家で一番安全だと思われる場所に避難しましょう。ちなみに、家の中で一番安全な場所は廊下といわれています。廊下は左右に壁があり構造的に強いですし、比較的家具が少ない場所なので落下の心配もなく、脱出時にも邪魔が少なくなります。揺れがおさまってから、まずやるべきことは「水を貯める」ことです。この水は飲用などではなくトイレ用に使います。大地震の際、とにかく一番大変なのが「トイレの水が流せないこと」だと言われています。もし家の水が出ないときは、公園などに行ってできるだけ多くの水をもらっておきましょう。

みなさんもお存知の通り、大きな地震が起こったあとは津波がくる可能性があります。地震が起きると、気象庁はおおよそ 3 分以内に津波警報や津波注意報を発令します。震源の位置やマグニチュードなどをもとに、予想される津波の高さと到達時間が発表されます。しかし、これを素直に信じすぎはいけません。東日本大震災で、気象庁は地震発生 3 分後に岩手県沿岸に 3 メートルの大津波警報を発表しました。しかし、実際の高さは約 14 メートルにも及んだのです。

「大は小を兼ねる」というように、予想される津波の高さが低くても、備えておくことが重要です。

【浸水の深さの目安と危険度】

浸水の深さ	目安	危険度
0.01~0.15m	足首までつかる高さ	高齢者やけが人は歩く速さが遅くなる。
0.15~0.50m	膝までつかる高さ	自由が奪われ、歩行が難しくなる。
0.50~0.80m	膝~胸までつかる高さ	何かにしがみついていないと立てない。
0.80~1.20m	胸までつかる高さ	健康な成人も流される。命に影響する恐れも。
1.20~2.00m	1階の軒先がつかる高さ	到底立てない。死亡する確率が高い。

「自分の身長は 160 センチだから、少しくらいの津波なら問題ない」と思う人もいるかもしれませんが。しかし本当にそうでしょうか？ 上の表にある通り、0.3メートル、つまり 30 センチの津波でも歩行が困難になるのです。水は自分たちが想像している以上に危険なものです。巨大地震がきたら、できるだけ早く高地に避難することが大切です。

いろいろ述べてきましたが、何より一番心配なのは「家族の安否」だと思います。住まいのことではないですが、前もって落ち合う場所など「家族の約束事」を決めておきましょう。また、地域コミュニティは住民を助ける大切な生活資源なので、いざという時のためにご近所さんなどとコミュニティ作りをしておくのも重要です。コミュニティといっても大きなことを考えず、まずはあいさつから始めてみてはどうでしょうか？

自分の家をもっと強くしよう！

自分の家についていろいろ知ったところで、「自分の家は大丈夫！」と知っている人や、「自分の家はもしかして…」と不安に思っている人もいると思います。しかし、実は些細なところを注意すれば自分の家をもっと強くなることを知っていますか？

例えば窓ガラスやカーテン。窓ガラスが地震の揺れによって割れてしまうと、避難の際にケガをしてしまう可能性があります。特に就寝時は暗闇の上、裸足でいるでしょうから非常に危険です。これを防ぐには、窓ガラスを合わせガラス（2枚のガラスの間にフィルムを挟み一体化したガラス）に替え、カーテンを厚手の長い丈のものにすると良いでしょう。賃貸住宅やマンションなどで窓ガラスの交換ができない場合、ガラス飛散防止フィルムを貼るだけでも安全対策になります。

大地震によって被害を受けるのは住まいだけではありません。例として、インフラなども打撃を受けるでしょう。インフラとは、インフラストラクチャー（英語：infrastructure）の略語で、「下支えする」「構造」という意味です。ここでは生活を支える、という意味の電気や水道などのことを指します。インフラが絶たれた際、つまり停電や断水の際にも知っておくと便利なことがあります。現代人の生活に欠かせない電気が止まってしまうのはとても不便です。非常用の備えとして、カセット式のガスコンロとライターを常備しておく良いでしょう。災害の際は最初の72時間、つまり3日間が重要とされています。人は1日1.2～1.8リットルの飲み水を必要とし、飲料水以外に3リットルを必要とするので、1人につき15リットルを備えておくことが必要です。

「地震に強い家」とは？ ～家選びのコツ～

いくら地震に強い家にしたって、実際地震で被害に遭わない家というのはありません。ここでいう「地震に強い家」とは、「人の命を守れる家」ということです。そのためにはやはり、住宅選びが大切になってきます。

ここで、1章でも少し触れましたが、住まいを手に入れるまでの簡単な手順と、災害対策についての注意点を新築（注文住宅）・マンションに分けて説明していきます。

●新築（注文住宅）の場合

- ① 住む場所・地域を決める
→近隣の住宅の様子や、前述した通り土地の歴史を見ておく
- ② 購入資金の把握
→自治体の補助金や助成金などをチェックしておく
- ③ 住宅会社の選択
→耐震性能・強度を上げるための工事もここで確認
- ④ 土地習得・地盤調査
→最近、基礎工事の際に行った地盤調査のデータを偽装していたというニュースが話題になったので、しっかりチェックをしておくべき
- ⑤ 住宅会社との契約・建築確認申請
→この後は大きな設計変更はできない
- ⑥ 内装・設備の決定
→できるだけショールームなどで現物を確認しよう
- ⑦ 着工・地盤補強工事

→地盤調査の結果によっては不要

⑧ 建物・内装の工事

→耐震工事の確認はこの段階でしておく

⑨ 住宅会社の検査・施主検査

→手直し工事などはこの時にする

⑩ 引き渡し

→登記手続き、火災保険、地震保険などの諸手続きを行う

●マンションの場合

マンションも基本的に先ほどの新築の場合と変わりませんが、ここでは異なる点を主に述べていきます。

① 立地と物件選び

→造形前の土地の状態や耐震階級については住宅会社に確認

② 現地調査・建物の確認

→完成された物件の場合、建物がななめになっていないか、や非常用の設備があるかどうかなどのチェック

③ 購入の申し込み

→物件の共有部分（ロビーなど）、管理費などの説明を受ける

④ 売買契約・ローン契約

⑤ 内覧会・入居説明会

→行われなくてもある

⑥ 入居・支払い

→新築（注文住宅）の場合の⑩同様

同じ階や共通の施設（学校など）の人にあいさつが大切

大学生や社会人になる際、コストの関係で中古マンションに住むこともあるでしょう。その際にも、選ぶポイントがあります。それは、まず築年数を確かめることです。耐震補強されていない1981年以前に建てられた物件はできるだけ避けたほうが安全です。また、エレベーターに「地震管制装置」がついているかどうかの確認も大切です。地震管制装置とは、簡単にいうと“大きな揺れが来る前に、最寄りの階に停止する装置”のことです。最新のマンションではほとんどついています。中古マンションでは搭載されていないところも少なくはありません。この装置がついていないとエレベーターに閉じ込められてしまう可能性があります。

また、住まいにとって「間取り」も非常に重要です。地震に強い家ということを考えて、玄関やベランダなどの脱出口まで速やかに動けるかどうかを実験してみると良いでしょう。前に述べた通り、壁が極端に少なかったり、南側や東側などに偏っていると建物のバランスが崩れ、地震が起きた際変形したり壊れたりすることがあります。



「地震は、明日くるかもしれない」

最初にも述べたように、日本に住んでいるみなさんは「地震」と隣り合わせで生きているということを忘れてはなりません。「南海トラフ巨大地震」は、今後 30 年以内に発生の確率が 70～80%と予想されているといいますが、それは「〇〇年後」ではなく「明日も含む〇〇年以内」であり、今日地震がなくて安心していても、明日地震がくる確率が上がった、ということになります。また、規模の大きな地震は「過去に起きたところで繰り返し起こる」という性質があります。よって、数字や確率にとらわれずとも、この先に南海トラフで大きな地震が発生することは確実なのです。

この章を読んで、あなたは何を感じましたか？ 何も感じなかった人や、危機感をもった人など、それぞれだと思います。ですが、みなさんにいえることがあります。それは“備える”ということ。日ごろから“備える”ことについて考え、災害対策をしてみてもいいでしょうか？

実はある日本の貧困

これまで皆さんは、家の種類や買い方、災害にあった時にはどのように対処すればいいかなどを読んできたと思います。そうしたものと並べてもう一つ、

「住」の話をするうえで避けては通れない話があります。それが、題名にもある「貧困」の話です。お金は様々なところで使われますが、特に「住」に関連するものに関して(家を買うお金やその維持費など)は、とても大きくお金が動きます。そうした中で、お金を払うのが苦しくなり、貧困に陥るという人も少なくありません。ここからは、そうした貧困の話へのきっかけとして、「生活保護」というものについて書いていきたいと思います。

みなさんは、「生活保護」というものを知っているでしょうか。「もちろん知っているよ」と返してくれる人もいれば、「いや、なにそれ？」と、頭にはてなを浮かべる人もいるのではないかと思います。

生活保護とは、「資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度」(厚生労働省ホームページより抜粋)というものです。ものすごく簡単に言うと、「生活に困っている人を金銭面で助けてあげよう」という制度です。

では、実際にはどのようなことをするのでしょうか。主な内容は、生活保護対象者へのお金の援助です。保護内容には、生活扶助(食費、光熱費など日常生活に必要な費用)や、住宅扶助(アパート等の家賃)などさまざまな種類があります。

ここまで読んで皆さんは、生活保護に関してどのように感じたでしょうか。単純に「そんなのあるのだ、知らなかった」と思う人もいるかもしれませんが、「いや、元から知っているし」という感じの人もいると思います。中には「い

い制度だな」という人もいるのではないのでしょうか。実際にいい制度なのです。この制度はいわば貧困に苦しむ人々を助けるという目的からできた制度なのですから。

ただし、それは、きちんと機能していればの話です。そして世の中、そんなに甘くはないのです。

ここからお話しするのは、この生活保護の現状です。これから紹介することは、あくまで一例ですが、実際に起こっていることです。

難しいかもしれないけど
大事な話びよ。最終章頑
張って、びよたそと一緒に
考えるびよ！



生活保護とは？

生活保護の現状を説明するにあたって、もう少し詳しくこの制度についてみていきましょう。

生活保護を受けるといっても、誰もが簡単に受けられるものではありません。当然といえば当然ですよね。渡せるお金にも限度があるし、だれにでも利用できるのであれば「へへっ、これで働かずに楽に生きていけるぜ」という人が出てきてしまいますから。

では、生活保護を受けるには、どのような要件が必要なのでしょうか。

厚生労働省のホームページで、生活保護のページがあります。そこに「保護の要件等」という項目があり、次のような四つの項目があります。

○資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

○能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

○あらゆるものの活用

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

○扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

厚生労働省ホームページ「生活保護制度」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/

これらを用いても収入が最低生活費に満たない場合、保護が適用されます。

一見厳しい条件づけに見えますが、こうした条件を付けることで、一般の人々が簡単に生活保護を受けることができず、かつ、本当にお金がなくて困っている人々が利用できるような制度になっています。

しかしこの制度には、実は落とし穴が潜んでいるのです。

「なんだ、落とし穴って？」と思った人もいるでしょう。次の章で、その実際の事例を紹介していきましょう。

・生活保護にまつわる事例

これから紹介する話は、この生活保護制度に関して実際に起こった事例です。話の中に、どのような落とし穴が隠されているか、みなさんも探してみてください。

事例 1

軽ワゴン車に野菜を積み、夫婦で露天商を営んでいた A さん。夫婦で力を合わせ、何とか生活をしていました。しかしそんな A さんに不幸が訪れます。A さんの奥さんが、重い病気を患ってしまったのです。奥さんに介護に時間を割かれ、A さんは露天商に行けなくなり、収入が途絶えてしまいます。さらに不幸は続き、今度は A さん自身も、重い心臓の病気を患っていることが発覚しました。自分の力で生活しようとしてきた A さんでしたが、生活保護を利用せざるを得ない状況になってしまいます。

生活保護を受けるようになった二人に、ある指示が出されました。それは「軽ワゴン車を処分し、売却代金を生活費に充てること」というものです。しかし、病気の影響で長時間歩くことが難しい、病院が遠いため通院には車が必要、長期間使い続けていたものであるため資産価値がほぼゼロなどの理由から、A さんはその指示を拒否しました。

その後も何度も同じような指示があり、そのたびに A さんは軽ワゴン車の必要性を訴え続けてきましたが、その訴えは認められず、最終的に「指示事項（車を処分すること）を履行するまで保護を停止します」という通達がなされ、A さんは生活保護を受けられなくなってしまいました。

みなさんはもうお気づきかもしれませんが、この事例では、「資産の活用」が落とし穴となってしまっています。生活保護を利用している人は、「自動車の

利用は最低限度の生活の維持のために不可欠とまでは言えない。」という理由から、原則として自動車を持つことが許されていません。この事例のように自動車も資産とみなされ、売却を求められることもあるのです。もちろん、絶対に売らなければならないというわけではありません。障害や病気などにより、本当に必要な場合認められることもあります。ただ、この判断は自分自身の判断ではなく、ケースワーカーの判断に左右されます。その判断の仕方も結局のところケースバイケースで、結果、今回のような事例が起こってしまうのです。

また、次のような事例もあります。

事例 2

身体障害者手帳（四級）の交付を受けていた B さん。タクシーの仕事をやめ、生活が苦しくなりました。料金滞納のために水道を止められ、後日滞納現場を調べに来た職員が、這い出るほどに衰弱した B さんを発見。福祉事務所に通報しました。

B さんはその後、福祉事務所へと相談へ向かい、生活保護の受給に関する相談と、病院に入院したいという旨を伝えます。しかし事務所側は、「衰弱しているものの、直ちに命の危険がある状態はなく、入院の必要はない」とし、次男からの援助を受けるよう助言しました。しかしその後、次男とともに福祉事務所を訪れ、次男も援助できるほどの余裕がないことなどを伝え、再度生活保護受給をしたいと訴えます。事務所側は、長男から今後援助を受けてみてはどうかと提案し、申請を受け付けませんでした。

その後 B さんや家族と福祉事務所との接触は途絶え、半年後 B さんのミイラ化した遺体が発見されました。

「扶養義務者の扶養」が落とし穴になったケースです。福祉事務所側は、「家族による助け合いを見守りつつ、援助が難しい場合は保護で対応する予定だった。」と説明しています。しかし、ライフラインが止められていたことや、家族からの援助も難しい状態だったのではないかと、もっと適切な方法があったのではないかと批判が寄せられています。

このように、制度が厳しいがために、本当に生活保護が必要な人が生活保護を受けられず、餓死あるいは孤独死したという事例も多く見られるというのが現状なのです。

これまで二つの事例を見ましたが、このほかにも生活保護関連の事件はたくさんあります。ためしに、みなさんもネットなどで検索してみてください。おそらく、こういった事例が山ほど出てくると思います。

ではそれをふまえて、ここでみなさんに問いかけましょう。

「なぜこのようなことが起こってしまっているのでしょうか。」

生活に苦しんでいる人たちを助けるための制度なのに、なぜ死人が出るほどの事態に発展してしまうケースまで出てくるのか。次の章から、その理由について深く掘り下げていこうと思います。

・水際作戦とは？

とつぜんですが、みなさんは「水際作戦」という用語を知っていますか？

この用語は、もともと軍事の分野で用いられたものです。海からやってくる敵に対して、海岸上で陣を敷き、船に対しては砲撃、上陸してきた兵には銃撃と歩兵で対処することで、内陸にはいられる前に敵をどうにかしようという作戦です。一見、生活保護の話に何ら関係ないこの作戦。実は生活保護の現場でも使われているのです。

次の表を見てみてください。

市部福祉事務所における面接相談の状況

年度 (平成)	面接相	申請	開始	申請の割合	申請件数に	相談件数に
	談件数	件数	件数	B/A	おける	おける
	A	B	C		開始の割合	開始の割合
					C/B	C/A
11	387,381	129,236	115,608	33.4	89.5	29.8
12	406,991	134,839	121,459	33.1	90.1	29.8
13	440,293	145,876	131,553	33.1	90.2	29.9
14	464,811	165,636	149,786	35.6	90.4	32.2

社会保障予算（生活保護、年金等）平成24年10月財務省主計局

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0127-7h.html>

これは少々古い資料ではありますが、生活保護の相談に訪れた人数、申請を行った人数、実際に生活保護が始まった人数が記載されています。

Aの欄を見てください。最初の年の時点で38万人を超えており、その後も増加傾向にあることがわかります。それだけ、生活保護を必要と感じている人が多いということが読み取れます。

しかし、Cを見てみると、実際に生活保護を開始した人数は、どの年も3割程度しかないのです。なぜこんなにも少なくなっているのでしょうか。

ここで、Bを見てみてください。申請件数の時点で、面談数の3割近くに削られています。また、BとCを比較してみると、申請した人のおよそ9割が、生活保護を受けることもわかります。つまり、実際に申請さえできれば、ほとんどの人は生活保護を受けることが可能だということです。

もちろん、正当に条件に合わず申請にたどり着けない人もいます。しかし、申請を相談の段階で断ってしまうという事例が存在してしまっていることも、間違いない事実なのです。

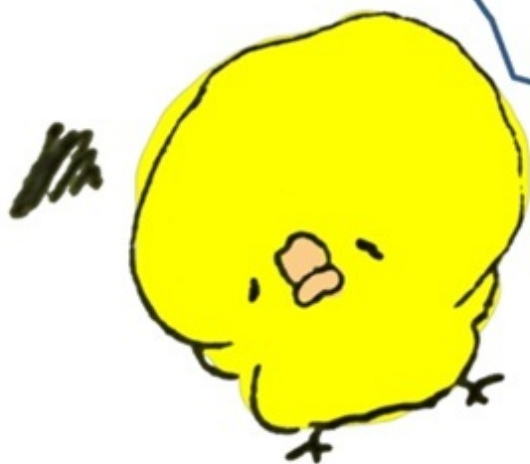
数多く相談（船）を、申請の段階（海岸上）で止め、生活保護（内陸）まで行かせない。

これが、水際作戦と呼ばれる所以です。

では、なぜ水際作戦が行われているのでしょうか。主な理由として、次のようなものがあげられます。

- ① 財政上の問題
- ② 国民の生活者目線からの生活保護そのものに対する不満とクレーム
- ③ 不正事犯や貧困ビジネスなどの不正受給や、扶助義務をめぐる事案などへの対応の批判と生活保護への不信

生活保護費の予算は、平成 24 年度の時点で、約 3.7 兆円とされています。また、被保護者数は現在も増え続けているので予算はさらに増えます。そのため、国や地方の財政に大きな負担がかかってしまいます。また、厚生労働省の調べによると、生活保護を利用している人たちのうち、約 0.5%が、不正受給しているといわれています。割合だけを見ると大した量ではありませんが、金額にすると 190 億を超える額が不正受給に流れている計算になります。さらに言えば、そうしたお金は、もとをたざせば国民の支払っている税金から来ているので、不正受給などの話に、納税者は敏感に反応します。そうした、財政上の不安や国民(おもに納税者)からの不満が、水際作戦を助長する一端になっているといえるでしょう。



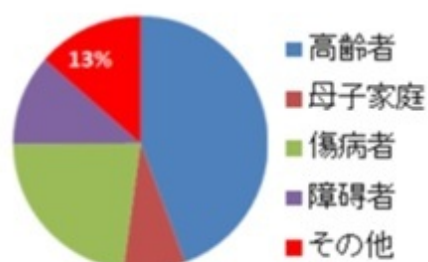
嘘をついて援助してもらう人のせいで本当に困っている人が生活保護を受けられないことがあるということびよね。

・生活保護を受ける人々

これまで、生活保護の現状について書いてきました。それでは、いったいどのような人が生活保護を受けているのでしょうか。

次の円グラフを見てみてください。

平成21年度 生活保護受給者



～生活保護～受給するための金額、基準、条件、制度

<http://生活保護.biz/jukyusya.html>

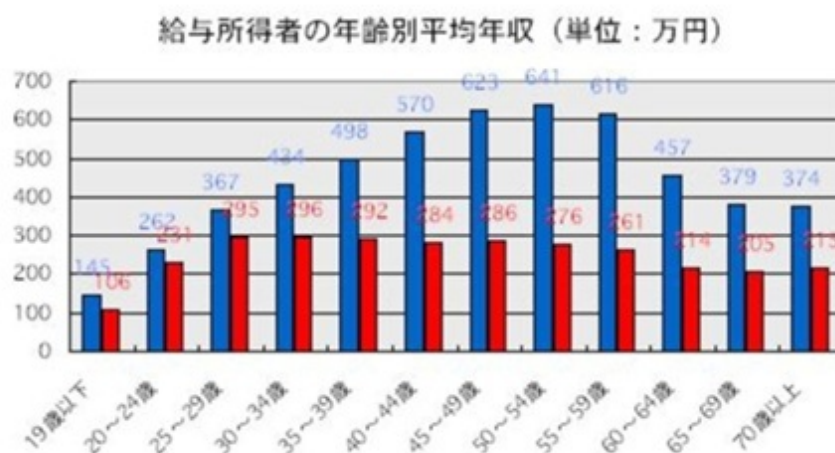
このグラフによると、生活保護を受給している割合で最も多いのは、60歳以上の高齢者です。現在では、全体の5割を超えています。少子高齢化社会の影響が、ここに大きく表れています。また、病気やけがの影響で仕事を続けられなくなり、結果生活保護を受けるようになったという人も多いようです。先ほどあげた事例1などが、まさにその例といえるでしょう。障害者も、現在は障害者の方を採用している企業が増えていますが、それでも仕事にありつけず、生活保護に頼れざるを得ない人もいるというのが、現状のようです。

ここで注目したいのが、母子家庭です。母子家庭は字の通り、母親と子供しかいない家庭です。中には、母親が十分に働ける年齢である場合もあります。しかし、このように生活保護に頼らなければならない家庭があるのが現状なので

す。いったいなぜなのでしょう。

理由の一つに、仕事にありつけないというものがあります。中には、夫のDVが原因で離婚したという過程では、母親がうつ状態になり、仕事をするのが難しいという例があります。また、保育所に子供を預けることができず、子供の世話を追われて働くことができないという例も見られます。

またほかの理由として女性の給与所得量です。下の図を見てください。



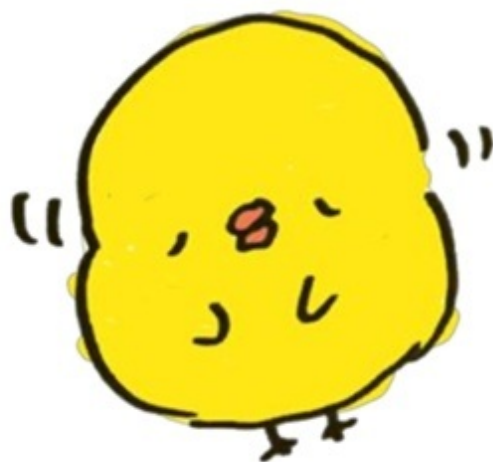
年齢別・男女別の平均年収

http://www.777money.com/img_sinsaito/nenrei_nensyu.jpg

青色が男性のグラフ、赤色が女性のグラフです。これを見ると、女性の年収が男性のそれをはるかに下回っているのがわかります。働いてもお金が足りず、結果生活保護に頼る、そういった家庭もあるのです。

厚生労働省によると、上記のような理由などで生活保護を受けている人の数は、現在では 216 万人を超えています。そして前にも書いたように、今でもその人数が増え続けています。さらに言うならば、生活保護を受け取ることができずに、貧困で苦しんでいる人は、さらに多くいるでしょう。

このような生活保護、ひいては貧困の話は、みなさんに無関係のものではありません。みなさんは生活保護のもととなっている税金を払っているし、もしかしたら生活保護に頼らなければいけない日が来るかもしれません。麒麟の田村のように、突然家がなくなってホームレスになる可能性もあります。「自分とは関係ない」と思わず、少しでも関心を抱いてもらえれば幸いです。



おわりに

最後まで読んでいただきありがとうございました。

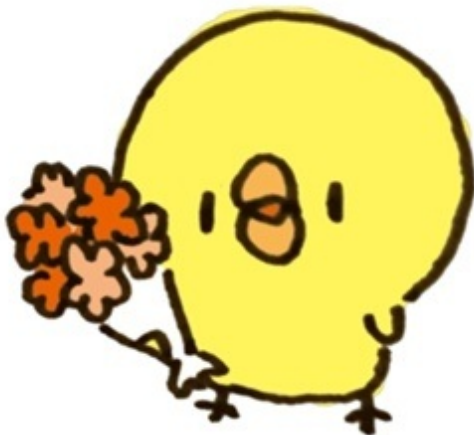
この雑誌をきっかけにみなさんが「住」についてよりいっそう考えていただけたら幸いです。

本誌を作るにあたって、私たち菜原ゼミ3回生が授業で取り扱った教材について触れさせていただきます。

- ・三浦展 「あなたの住まいの見つけ方」 株式会社筑摩書房
- ・坂口恭平 「モバイルハウス～3万円で家をつくる～」 株式会社集英社
- ・生田武志 「貧困を考えよう」 株式会社岩波書店

これらの書籍は非常に分かりやすく「住」や「生活」ということについて書いてあります。

本誌を見てさらに深く考えてみようと思った方はぜひこれらの書籍から読み始めてみてください。



読んでくれ
てありがと
うぴよ！

To Live ~現代日本で暮らす~

2015年12月10日 発行

近畿大学 文芸学部 文学科 日本文学専攻 創作・評

論コース

第17期栞原ゼミ 3回生

×

ぴよたそ

(「ゆるいフリーイラスト素材屋「ぴよたそ」

<http://hiyokoyarou.com/>より出演。ありがとう！ぴ

よたそ！)



○参考文献

(本書で参考にした順で並べています)

- ・山本久美子 『買い上手こそ！中古マンション購入&リフォーム「得」する選び方・改装術』小学館 2009年 P122「不動産会社はどうやって選ぶ？」
- ・国土交通省住宅局平成26年度住宅市場動向調査報告書
<http://www.mlit.go.jp/common/001084318.pdf> P209
- ・未来住まい方会議 <http://yadokari.net/mobile-house/20479/> 11/18閲覧
- ・『すぐできる！「地震に強い家」にする80の方法』
著者：高森洋 出版社：講談社 出版年：2011年12月15日
- ・『トコトンやさしい地震と建物の本』
著者：斉藤大樹 出版社：日刊工業新聞社 出版年：2013年03月22日
- ・「震災発」東日本大震災の建物・施設被害 (閲覧日：2015年11月14日)
<http://www.shinsaihatsu.com/data/110311tatemono.html>
- ・和歌山市防災マップ 南海トラフの巨大地震 (閲覧日：2015年11月13日)
http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/tsunami1.pdf
- ・国土交通省・気象庁「緊急地震速報とは」(閲覧日：2015年10月15日)
<http://www.data.jma.go.jp/svd/cew/data/nc/shikumi/whats-cew.html>
- ・日本弁護士連合会『検証 日本の貧困と格差拡大——大丈夫？ニッポンのセーフティネット』株式会社 日本評論社、2007
- ・大山典宏『生活保護VS子供の貧困』株式会社 PHP 研究所、2013
- ・多村寿理『野たれ死にするくらいならどんどん生活保護』合同出版、2009
- ・柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活(1)』小学館、2014
- ・柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活(2)』小学館、2015
- ・厚生労働省ホームページ (閲覧日 2015/11/18)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogoo/

- ・～生活保護～受給するための金額、基準、条件、制度(閲覧日 2015/11/18)

<http://生活保護.biz/jyoken/car.html>

- ・～生活保護～受給するための金額、基準、条件、制度(閲覧日 2015/11/18)

<http://生活保護.biz/jukyusya.html>

- ・相談体制の在り方及び補足性の原理について(閲覧日 2015/11/18)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0127-7h.html>

- ・社会保障予算（生活保護、年金等）平成24年10月財務省主計局(閲覧日 2015/11/18)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaisein24102201.pdf